

学校評議員制度と学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)との関係

	学校評議員制度	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。
位置付け	校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度(平成13年度制度導入)。 学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。	学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関で、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施する(平成17年度制度導入)。
法律等	学校教育法施行規則第49条 杉並区立学校評議員及び学校評議員会運営要綱	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 杉並区学校運営協議会規則
委員	○ 設置学校の指定通学区域及びその周辺に在住する者 (幼稚園は、園の周辺に在住する者のみ) ○ 設置学校(園)に在籍する園児・児童・生徒の保護者 ○ その他校長(園長)が必要と認める者 ※10名程度(任期1年、再任可)	○ 校長 ※任期2年再任可(選出区分により更新回数は異なる) ○ 校長推薦者(指定通学区域及びその周辺地域に住所を有する者、保護者) 4名以内 ○ 学識経験者 3名以内 ○ 教育委員会が公募する者 4名以内
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて又は必要と認めるときは、学校運営に関する意見を述べることができる。	以下の具体的な権限等を有する。 ① 学校の運営に関する次に掲げる事項の基本的な方針について承認する。 教育課程の編成に関する事項 予算執行に関する事項 組織編制に関する事項 施設・設備等の整備及び管理に関する事項 ② 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し意見を述べることができる。 ③ 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。 ④ 保護者等の意見・要望の把握、学校運営状況に係る点検・評価及び保護者等への情報提供などを行う。
備考		学校評議員制度より保護者・地域住民等の学校運営等への参画が保障された仕組みであることから、杉並区では、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の指定を推進している。なお、地域運営学校(コミュニティ・スクール)には、学校評議員を置かない。